

事業者緊急支援事業（あきる野市事業者緊急支援給付金事業《融資利用者応援型》）

実施要綱

内 容

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小企業者で、以下の要件を満たす事業者の方に10万円の事業者緊急支援給付金【融資利用者応援型】を給付します。

対象者

下記に掲げる全ての要件を満たす事業者

- 1) あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法に基づく中小企業者。（法人については登記があきる野市、個人事業主については住民票があきる野市にある方。登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方は納税証明書のご提出を頂くことにより対象となります。）
- 2) 令和2年1月から12月の間に、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少してしまった事業者向けの国や東京都等の制度融資をご利用された方
- 3) 給付申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方

※また、以下の（1）又は（2）に該当する方は、給付対象外になります。

- （1）暴力団等の反社会勢力または反社会勢力との関係を有する方
- （2）政治団体、宗教団体、その他給付金の趣旨・目的に照らして適当でないとかきる野商工会長が判断した方。

給付金額

10万円

申請方法

所定の申請書及び誓約書に必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、あきる野商工会本所または支所への郵送提出。または窓口提出。（3密防止のため、なるべく郵送提出（簡易書留）をお願いいたします。）

[本所]〒197-0804 あきる野市秋川1-8 あきる野ルピア3階 電話番号042-559-4511

[支所]〒190-0164 あきる野市五日市411（五日市出張所2階） 電話番号042-596-2511

※申請は1法人・1個人事業主につき1回限りとします。

添付書類

書類名	備考
(1) 融資を受けた証拠書類 ※1	融資制度名等が確認できるもの。 『東京信用保証協会が発行した信用保証決定のお知らせ』 『金銭消費貸借契約書』 『返済明細書』 等 ※融資を受けた金融機関から取得できます。
(2) 登記簿謄本（写し） ※2	※法人のみ
(3) 代表者の本人確認書類 ※2	代表者の運転免許証の写し等
(4) 口座確認書類	申請書兼請求書に記載した振込先指定口座の『表紙』と『1ページ目と2ページ目』の写し。又は電子通帳の画面を印刷したもの
(5) 申請書兼請求書 [別紙1] 《融資利用者応援型》	
(6) 誓約書 [別紙2] 《融資利用者応援型》	
(7) (法人) 市民税の納税証明書 (注：必要な方のみ)	登記または住民票が市内にはないが支店等があり、あきる野市に(法人)市民税を納税している方のみ ※交付手数料が無料になりますので、市民課等にお伝えください。

※1 当会の斡旋により『新型コロナウイルス感染症特別貸付』、『新型コロナウイルス対応マル経融資』の借入をされた方については『(1)』を省略することが可能です。

※2 会員事業所については『(2) 及び (3)』を省略することが可能です。

添付書類についてご不明点等がございましたら、あきる野商工会までお問い合わせください。

電話番号 042-559-4511

申請期間

令和2年10月5日（月曜日）から令和3年1月15日（金曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

その他

申請受付後、書類等に不備がなければ2～4週間程度で給付いたします。